

スクールソーシャルワーカー活用事業 【拡充】

平成30年度要求額 27,517千円

目的：いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の課題や児童虐待に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、子どもの置かれたさまざまな環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用し、教育相談体制を整備する。



学校



各区役所
関係諸機関



スクールソーシャルワーカー（SSW）
福祉や教育の分野において、
専門的な知識・技術を有する者

児童生徒が置かれた
様々な環境の問題への
働きかけ

友人



児童生徒

家庭

地域



いじめ

不登校

暴力行為

虐待

- 予算要求のポイント
- SSW:10名体制(2名増)
拠点校7名(1名増)
派遣型3名(1名増)
 - 区担当の活動日
週 半日勤務を継続
 - 区担当 週4日勤務継続

- ①学校からの要請に迅速に対応できるようにする。
- ②継続支援の充実を図る。
- ③区教健との連携を図る。
- ④人材の流出を防ぐ。

- 国の動向
【目標】平成31年度までに、**SSWを全ての中学校区に配置**（約1万人）
- 他市の動向
約8割は、すでに週4日・週5日勤務（活動）を実施
約7.5割は、非常勤職員、または、非常勤嘱託職員（名古屋では職員）
- 堺市（平成29年度）
区担当SSW6名 派遣型2名 （中43校で8名 **18.6%**）